

## 久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業又は営業時間の短縮の要請、外出自粛等の影響を受けている酒類販売事業者、外出自粛等関連事業者及び飲食店等事業者に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付する久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「酒類販売事業者」とは、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の給付を受けたものをいう。

2 この告示において「外出自粛等関連事業者」とは、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付を受けたものをいう。

3 この告示において「飲食店等事業者」とは、埼玉県感染防止対策協力金の支給を受けたものをいう。

### (給付対象者等)

第3条 久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金（以下「給付金」という。）の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、申請時点において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市税に滞納がないこと。ただし、徴収猶予等を受けている場合においては、この限りでない。

(2) 市内で事業を営む酒類販売事業者、外出自粛等関連事業者又は飲食店等事業者であること。

(3) 給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。

(4) 国、埼玉県その他団体が示す新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、今後も継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の給付が適当でないと市長が認める者は、

給付対象者としない。

(給付額等)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 酒類販売事業者 20万円
- (2) 外出自粛等関連事業者 10万円
- (3) 飲食店等事業者 10万円

2 給付金の給付は、給付対象者1人につき1回限りとする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、外出自粛等影響事業者応援給付金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期限までに、市長に提出するものとする。

- (1) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金若しくは埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付又は埼玉県感染防止対策協力金の支給を受けたことが確認できる書類
- (2) 事業所又は事務所が市内に所在していることが確認できる書類
- (3) 振込先が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(給付の決定等)

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に対し給付金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金の給付をしないことを決定したときは、外出自粛等影響事業者応援給付金不給付決定通知書(様式第2号)により申請

者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の給付の決定を取り消した場合において、当該給付金が給付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に対して、報告させ、又は職員に關係帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。